

大野城市 給水装置工事の施工に関する主な事務等の流れ

1. 事前調査

- ・必要に応じて、配水管及び引込管の口径・管種、加入金等の調査、施工方法等の協議等を行ってください

事前協議（各戸検針等を除く）

必要に応じて、事前協議を行ってください

(1) 事前協議の対象となるもの

- ・中高層建築物の建築
- ・6戸以上の共同住宅の建築
- ・4区画以上の宅地造成
- ・開発区域の面積が0.1ha以上の開発行為
- ・一般住宅の1戸当たりの使用水量よりも多量の水を使用する営業施設の建築等
- ・その他市が事前協議を要すると認めるもの

(2) 手続き

以下の書類を一式、正副計2部作成し、料金施設課給排水設備担当へ提出。通常、1週間前後で回答書等を交付します。

- ・位置図・字図・給水設備図・配置図・各階平面図・給水系統図・受水槽容量及び給水管口径決定計算書・宅地造成計画図・使用水量計算書・その他市が指示するもの
- ・様式は「公共施設等に関する協議書〔料金施設課(給水)/上下水道工務課(水道)〕(大野城市開発行為等指導要綱(平成8年要綱第3号))」を用いてください。

事前協議（各戸検針等）

各戸検針等の実施を希望する場合は、市ホームページ「貯水槽式共同住宅における各戸検針の実施」を参照のうえ、事前協議を行ってください。

2. 給水装置工事の申し込み

給水装置工事申込書等の記入・作成にあたっては、別紙「大野城市給水装置工事申込書等の記入・作成上の注意」「給水装置工事申込時の主な提出書類について」を参照してください。

申込書及び添付書類に不備がある場合（書類の整理の仕方・並べ方に不備がある場合も含む）は、原則として申し込みを受理しませんので、十分注意してください。

※工事申込から竣工までの十分な期間確保について

メーターの調達には、通常2カ月以上の期間が必要となります。特に、①φ25mm以上のメーター出庫を要する工事や、②合計10個以上のメーター出庫を要する工事の場合は、事前に十分に市と協議を行ったうえ、十分に期間的余裕を確保して工事申込を行ってください。

竣工までに十分な期間的余裕が確保されないまま工事申込を行った場合、希望の日時におけるメーター出庫及び竣工検査の実施をお断りする場合がありますので、十分留意してください。

※各戸検針等に関する工事申込の検針開始134日以上前実施について

各戸検針等に関する工事の場合は、メーター在庫管理及び検針員の手配等の都合上、検針開始予定日の**134**日以上前までに申し込みを行ってください。

※国道・県道の掘削・占用等を伴う際の主な注意事項

- ・国道・県道の掘削・占用等の工事を行う場合は、国・県道路管理者への申請に係る手数料として、1件（箇所）につき16,600円の納付が必要となります。
- ・市が国・県道路管理者への申請書を提出してから、回答書が交付されるまで、**2週間～1箇月程度**の期間を要する場合がありますので、十分注意して日程調整を行ってください。
- ・給水装置工事申込書に、以下の書類を一式、計4部添付してください。
 - ◆位置図・字図・現場写真（3方向から撮影）・平面図・横断面図・掘削復旧平面図・掘削復旧断面図・掘削復旧求積表・占用面積求積表・保安対策図・地下埋設物件協議書・その他道路管理者が指示するもの

※断水または配水管の仕切弁の開閉等を伴う際の主な注意事項

- ・断水または配水管の仕切弁の開閉等を伴う工事を実施する場合は、次の条件による日程調整が必要となります。
 - ◆断水または配水管の仕切弁の開閉等は、原則として火・水・木曜日（休日及び休日の前日となる日を除く）の午後14時～16時の時間帯に行うものとします。
 - ◆実施日の1週間以上前までに、上下水道工務課水道担当と十分に協議をし、承認と必要な指示を受けてください。

※加入金・手数料等の納付について

- ・給水装置工事申込の正式受理完了は、加入金・手数料等の納付完了時点としております。給水装置工事承認書の交付や工事一時用メーターの出庫等は納付完了の確認後となりますので、十分ご注意ください。

3. 給水装置工事の施工

- 大野城市給水条例その他の関係法令・規程及び市・関係機関の指示等に基づき、衛生的・合理的・丁寧・迅速・経済的に施工してください。
- また、事故や騒音・悪臭等の発生防止のほか、廃棄物や環境汚染・環境負荷物質の排出低減のため、必要な措置を講じてください。
- 不明な点がある場合は、市と十分協議を行ってください。

4. 竣工検査の申し込み等

- (1) 竣工検査申込の受付日時は次のとおりです。
- （※すべて休日等を除く）
- ◆毎週火曜日 午前（ 8：30～12：00）
 - ◆毎週木曜日 午後（13：00～16：30）
- ※上記の日時以外は、竣工検査の申し込みは受け付けませんので注意してください。
- (2) 竣工検査の実施日時は次のとおりです。
- （※すべて休日等を除く）
- ◆毎週火曜日 午後 13：30～
 - ◆毎週水曜日 午前 9：00～ 午後 13：30～

- ◆毎週木曜日 午前 9:00～
- ◆毎週金曜日 午前 9:00～ 午後 13:30～
- ※月曜日は竣工検査の申込受付・実施とも行いません。

(3) 提出書類

- ・給水装置工事竣工設計書（竣工図・材料一覧）
- ・周辺位置図
- ・配置図・各階平面図・系統図・その他市が指示するもの
- ・受水槽設置届・誓約書その他市が指示する書類
- ・竣工写真（撮影要領は別記「(4) 工事写真等撮影要領」参照）

※竣工写真の撮影の際の主な注意事項

- ◆主要工程・主要箇所ごとに適切かつ過不足なく撮影してください
- ◆黒板に工事場所、施工内容説明等を明瞭・正確に記載してください
- ◆分水部～止水栓～メーター間については、特に入念に撮影してください
- ◆適切な埋設位置・深さの状況を撮影してください
- ◆水圧テストの状況（給水装置:1.75MPa、分水部:配水管管種別に規定された圧力；詳細は給排水設備担当に確認）を撮影してください
- ◆写真を公道側から宅内方向に向けて順序よく並べ整理してください
- ◆公道部分については、道路管理者の指示に基づき撮影を行い、原則として工程順に写真を並べ、整理してください
- ◆井水併用物件については、クロスコネクション（誤接合）を行っていないことが確認できるよう、井水配管・用具と近接している箇所すべてを漏れなく撮影して添付してください
- ◆その他市が指示する箇所・内容の写真を撮影してください

※また、主要な竣工写真には写真番号を振り、竣工図の撮影箇所に写真番号を正確に対応させて記載してください

- ・主要検査項目 自主検査報告書

※竣工検査関係書類の作成・整理に当たっては、「主要検査項目 自主検査報告書」の検査項目に準じて自主検査を実施し、関係する全項目について問題ない状態にまで仕上げてください。

内容等に不備がある場合は、原則として竣工検査の申し込みは受理しませんので、十分注意してください。

(4) 工事写真等撮影要領

- ①黒板等に工事場所、施工内容等を明瞭・正確に記載してください
- ②カラーで撮影してください
- ③ピンボケ・手ブレ等が無いよう鮮明に撮影してください
- ④十分かつ適切な明るさ（光量・照度）を確保して撮影してください

写真は銀塩写真（フィルム写真）を原則としますが、以下の条件・要領を遵守する場合は、自家用デジタルカメラ・プリンタ等を利用することができます。

⑤デジタルカメラの仕様等

- ◆カメラ機の有効画素数：200万画素以上
- ◆撮影時解像度/画質：300dpi以上（ファインモード以上）
- ◆撮影時画像サイズ：960×1280ピクセル以上
→960×1280ピクセル以上で撮影した後、画像が縦75～85mm×横110～120mm程度に収まるように（縮小）印刷してください

- ⑥ズーム（アップ）撮影：しない
- ⑦その他特殊効果・加工・補正・変形等：しない
- ⑧写真（画像）の大きさは縦75～85mm×横110～120mm程度としてください
- ⑨写真印刷に適した印画紙・光沢紙・ファイン印刷用紙などを使用して印刷してください
- ⑩印刷時解像度は300dpi以上（ファインモード以上の高精細品質）で印刷してください
- ⑪提出写真に変色や傷、汚れ、ドット、ジャギー（階段状のギザギザ模様）、ノイズ、にじみ、かすれ、ゆがみ、著しい明暗・濃淡などがないように十分注意してください
- ⑫印刷後短期間で色落ちや変色等を起こすような粗悪用紙・インク・プリンタ等を使用しないでください（色落ちや変色等を起こした場合は、再提出していただきます）

大野城市給水装置工事申込書等の記入・作成上の注意

申込書等への記入・作成にあたっては、以下の要領に従うほか、不明な点等については、市と事前に十分に打ち合わせを行ってください。

1. 共通

このPDF様式類を印刷する際は、原則として、上質紙と同等の品質を持つ標準厚又は中厚の紙に、レーザープリンタ※で印刷してください。

なお、一般インクジェットプリンタ等の水溶性インクでの印刷は**厳禁**※とします。
※インクジェットプリンタで印刷する場合は、①コピー機等でコピーし直してから利用するか、②耐水性インクで印刷するか、のどちらかとしてください。

- (1) 各様式中の黒太線の枠内については、工事申込者側ですべて漏れなく記入・押印してください。
- (2) 各様式中の二重線の枠内については、工事申込者側で必要に応じて記入・押印してください。
- (3) その他の箇所については、原則として市で記入しますので、市の特別の指示がある場合を除いて記入しないでください。
- (4) 添付する書類は、市の特別の指示がある場合を除いて、原則としてすべてA4縦向き（左側綴じ）またはA3横向き（左側綴じ）としてください。



←A3用紙は左のように折り畳んでください

また、添付資料の詳細・取りまとめ順序等については、別紙「給水装置工事申込時の主な提出書類について」を参照・確認してください。

給水装置工事申し込みの際は、必ず別添様式①から⑤までの様式の全て※について、必要事項を記入の上提出してください。

※様式①-(2)、③-(2)、③-()については、必要な場合のみ提出してください。

2. 「①給水装置工事申込書」

(1) 地主・家主承諾書

以下の場合に署名・押印が必要となります。

- ①他人所有の土地又は建物において工事申込を行う場合。
- ②工事を行う土地又は建物に共有者（工事申込者以外の者）等の他の所有者が存在する場合。
※共有者等が多数存在する場合は、「地主・家主承諾書」に準じた内容の書類を別途必要枚数作成し添付してください。

■添付書類■

工事申込を行う年と同一年中に所有者の変更等が生じている場合は、登記事項証明書、土地売買契約書等による所有者の確認が必要となります。

(2) 私有給水引込管からの分岐及び給水承諾書

私有給水引込管からの分岐及び給水を行う際に必要となります。

3. 「①-(2) 加入金（免除・減額）申請書」

新築工事や建替工事、給水戸数の増大を伴う改造工事、造成地等への新規給水引込工事等であって、工事地に水道加入権が存在する場合等においては、下記の様式による申請により加入金の免除又は減額を受けることができます。

建物解体などの一時的な工事や給水戸数の増大を伴わない改造工事、撤去（玉おろし）工事等、加入金の納付がそもそも必要とならない場合等においては、加入金（免除・減額）申請書の提出は必要ありません。

4. 「④-(1) 給水装置工事予定設計書」「⑤-(1) 給水装置工事竣工設計書」

(1) 図面は、用紙の上方を北側にして作成してください。

用紙の上方を北側にしない場合は、必ず方位記号を正確に記載してください。

「⑤-(1)、(2)、(3) 給水装置工事竣工設計書/材料一覧/自主検査報告書」中の一点鎖線――の内部（竣工図の記載欄/竣工材料一覧の記載欄）については、竣工後に記載してください。

(2) 必須記載事項 [必ず明瞭・正確に記載してください]

① 前面道路及び隣地境界

② 分水引込位置・第1止水栓・メーター・貯水槽・配管・各水栓等

竣工図では、第1止水栓の官民境界(公道等)及び隣地境界からの離隔(オフセット)を必ず計測し、記載してください《必須》。

④ 各部の使用材料・器具の種別・口径等

⑤ 井戸水併用の場合は、井戸ポンプ及び井戸水系配管・水栓等

⑥ 隣家と給水管が接続している場合は、接続配管の状況と隣家の水栓番号等

(3) 一般一戸建住宅(一般専用住居)ではない場合においては、市の指示に従って必要な資料を添付してください。

5. その他：主な添付又は確認資料等

※工事の内容により下記に掲載されているもの以外にも添付や確認が必要となる資料や誓約書等が必要となる場合があります。また、下記に記載されている資料でも場合によっては添付や確認の必要がないこともあります。詳しくはお問い合わせください。

「①給水装置工事申込書」

☐ 位置図（A4縦向き(以下同)。工事場所の外周を太く黒色でふちどりしてください。）

☐ 事前協議申請書・回答書（平面図・系統図等を除く。事前協議を行った場合のみ。）

☐ 建築確認済証（鑑及び第二面のみ。コピー可。必要な場合のみ。）

☐ 地権者確認用資料（土地産売買契約書、登記事項証明書等。コピー可。※申込を行う年と同一年中に所有者の変更等が生じた場合に確認が必要となります。）

「③給水装置工事調書」

☐位置図

「④-(1)、(2)給水装置工事予定設計書/材料一覧」

※コピーをとって正副2部作成し、コピー分は「⑤給水装置工事竣工設計書（竣工図/材料一覧）」に添付してください。

☐材料表

※「④-(2)大野城市 給水装置工事 予定材料一覧」に記載できなかった各材料のメーカー名・品番・認証番号等の詳細を記載した詳細材料表を別途添付してください。

※一般一戸建住宅（一般専用住居）ではない場合においては、市の指示に従って必要な資料を添付してください。

※貯水槽等を設置する場合は、仕様や規格等がわかる書類（パンフレット等のコピー可）を添付してください。

「⑤給水装置工事竣工設計書（竣工図/材料一覧/自主検査報告書）」

☐位置図 ☐④-(1)、(2)給水装置工事予定設計書/材料一覧（コピー分）

※一般一戸建住宅（一般専用住居）ではない場合においては、市の指示に従って必要な資料を添付してください。

給水装置工事申込時の主な提出書類について

201104

工事申込時には、以下の書類を以下の順序で一式取りまとめの上ご提出ください。

※メーターの調達等には通常2カ月以上の期間が必要となります。工事の際は、市と事前に必要な協議を行い、十分に期間的余裕を確保して申込を行ってください。

	①給水装置工事申込書	※給水装置工事申込書等の様式は、最新版を市のホームページからダウンロードしてご利用ください。
	位置図	
	事前協議申請書・回答書・※平面図・系統図等を除く ※事前協議等を行った場合のみ	
	建築確認済証（鑑及び第二面のみ）※必要な場合	
	地権者確認用資料(写し)※土地売買契約書・登記事項証明書(登記簿)等 ※必要な場合	
	①- (2) 加入金(免除・減額)申請書 ※必要な場合	
	②給水装置工事申込承認書	
	③- (1) ~ (3) 給水装置工事調書	
	位置図	
	④- (1) 給水装置工事予定設計書(正) ※図面	
配置図・各階平面図・系統図・メーター室詳細図等 ※事前協議を行っている場合は、事前協議回答書に添付されている平面図等の写し。		
④- (2) 給水装置工事予定材料一覧(正)		
詳細材料表 ※規格・数量・品番・認証番号等を記載したもの		
※給水装置工事竣工承認書		
⑤- (1) 給水装置工事竣工設計書 ※図面		
位置図		
事前協議回答書(写し) ※平面図・系統図等を除く ※事前協議を行った場合のみ		
⑤- (2) 給水装置工事竣工材料一覧		
④- (1) 給水装置工事予定設計書(副) ※図面	※給水装置工事申込書等の様式は、最新版を市のホームページからダウンロードしてご利用ください。	
配置図・各階平面図・系統図・メーター室詳細図等 ※事前協議を行っている場合は、事前協議回答書に添付されている平面図等の写し。尚、修正等が必要な箇所については、適宜修正を施すこと。		
④- (2) 給水装置工事予定材料一覧(副)		
⑤- (3) 主要検査項目 自主検査報告書 兼 検査票		

← A3用紙は左のように折り畳んでください。

※その他1：各戸検針等の実施に係る工事申込の際は、上記に加えて、各戸検針等実施申請書兼誓約書等の関係書類を添付。

※その他2：国道・県道占用申請を伴う場合は、所定の書類(位置図・現場写真(3方向から撮影)・平面図・横断図・掘削復旧平面図・掘削復旧断面図・掘削復旧求積表・占用面積求積表・保安対策図・地下埋設物件協議書等)一式を計4部添付。

※その他3：各種誓約書

※その他4：設計審査/竣工検査手数料・加入金・前受一時用水道料金・国県道占用申請手数料

※その他5：上記の他にも、必要に応じて資料や誓約書等の提出が必要となる場合があります。

※用紙は原則としてA4縦向きまたはA3横向きとしてください。

※原則としてレーザープリンタで印刷してください。※水性インク使用厳禁。
※インクジェットプリンタで印刷する場合は、コピー機でコピーし直すか、耐水性インクを使用してください。

様式第1号
(給水条例施行規程第2条関係)

※工事申込時に太線枠内を必ず記入。二重線枠内は必要に応じて記入。その他は市で記入。

図台

大野城市水道事業管理者宛

①大野城市 給水装置工事申込書

年 月 日

大野城市水道事業給水条例及び関係諸規程を遵守の
うへ給水装置工事を申し込みます。又、私が本件土地
の地主又は家主である場合は、下記地主・家主承諾書の
内容を承諾します。併せて、申込手続、加入金、手数
料、前受水道料金の支払い、精算、工事の設計及び施
工等に関する一切の事項を下記受任者に委任します。

水栓 番号	新規・改造・撤去（切り離し）・一時用	工事 番号
----------	--------------------	----------

工事 申込 者 委任 者	住 所	指定給水装置工事事業者 所在地	事業者 登録No.	印	受 付 日
	フリ ガナ				
	氏 名				
		名称			
		電話			
		担当給水装置工事主任技術者 氏名			竣工予定年月日
		(免状交付番号 第 号)			年 月 日

工事 場所	大野城市	決 裁	課 長	係 長	担 当	受付
建物 名称						

建物 概要	新築・既設・建売・一戸建・二世帯住宅・ 共同住宅・長屋・寮・事務所・店舗・工場・ 倉庫・宿泊所・宅地造成・仮設・病院・ 学校・その他	給 水 方 式	※A:直結直圧式、B:受水槽式、C:					
	階建 総戸(区画)数 戸(区画)		A・B・C	～	階	A・B・C	～	階
	(内住居 戸+店舗 戸)		住居φ13×、φ×			住居φ13×、φ×		
	+共用 +他 戸)		店舗φ13×、φ×			店舗φ13×、φ×		
			共用φ13×、φ×			共用φ13×、φ×		
			他φ13×、φ×			他φ13×、φ×		
			確認(□建築確認済証)					
			第 号					
			年 月 日					

手 数 料	設計審査・竣工検査	国県道等占用申請	加 入 金	改造・建替・納付済（全部・一部）・本年度累進	区画目	前 受 水 道 料 金	一時用量水器
	円	円		円	円		φ mm
							円

地主・家主 承諾書	
私所有の本件 土地・建物 において、本件給水装置工事を行うことを承諾します。なお、水道加入権の異動を伴う工事の場合は、下記既存水道加入権は、工事後の給水装置に対応する水道加入権の一部又は全部として置き換わるものとするをあわせて承諾します。	
既存水道加入権： 無 ・ 有	確認：書類発効/成立/証明日
水栓番号等： 29条	年 月 日
□売買契約書 □登記事項証明書 □その他	
地主 住所	
家主 氏名	印
地主 住所	
家主 氏名	印
地主 住所	
家主 氏名	印
(記入欄が不足する場合は別紙に記載して添付してください。)	

私有給水引込管からの分岐及び給水承諾書	
私所有の給水引込管(水栓番号下欄に記載)から本件給水装置工事のため分岐し給水を受けさせることを承諾します。なお、施工後給水量や水圧等に影響が生じても、一切異議申立て等はいりません。	
水栓番号：	
住所	
氏名	印
住所	
氏名	印

備考	メーター撤去(不要・済・後日・その他)	各戸検針等(無 ・ 有 : 新築 各戸・集中、既設 各戸・集中・一括 → 各戸・集中・一括)
納付：済・後日		
事前協議番号：		
不足書類(無 ・ 有 ※要後日提出):位置図・地主／家主 同意書・減免申請・名義変更・建築確認(鑑・第二面)		
・所有者確認書類・材料表・誓約書(水栓数・加入金追納・貯水槽・必要水頭)		
・予定設計書・予定材料一覧・竣工承認書・竣工設計書・竣工材料一覧・協議回答書・その他		
関連工事番号(無 ・ 有 : 本体工事・一時用メーター出庫・各戸検針等・関係資料添付(所有者確認資料、地主/家主同意書)・その他)		
水道加入金保留台帳確認(不要・済・その他)		
住宅地図 P		

- ※ 新築工事や建替工事、給水戸数の増大を伴う改造工事、造成地等への新規給水引込工事等であって、工事場所に水道加入権が存在する場合等においては、下記の様式による申請により加入金の免除又は減額を受けることができます。
- ※ 建物解体などの一時的な工事や給水戸数の増大を伴わない改造工事、撤去(玉おろし)工事等、加入金の納付がそもそも必要とならない場合等においては、加入金(免除・減額)申請書による申請は必要ありません。

※工事申込時に二重線枠内を必要に応じて記入し提出。その他は市で記入。 様式第18号(給水条例施行規程第16条関係)

①-(2) 加入金(免除・減額) 申請書

大野城市水道事業管理者 宛 年 月 日

申請者 住所
氏名 印

加入金の(免除・減額)について、大野城市水道事業給水条例施行規程第16条第2項の規程により、次のとおり申請します。

水栓所在地 (工事場所) (建物名称)	大野城市		
新水栓番号		新工事番号	
免除・減額 理由及び金額	建替・納付済(一部・全部)・その他() 旧水栓番号: 第29条 止水栓先行 円(今回納付額) 円		
備考			

※工事申込時に太線枠内を必ず記入して提出。その他は市で記入。

②大野城市 給水装置工事申込承認書

年 月 日

工事申込者
様

大野城市水道事業管理者 印

下記の給水装置工事の実施を承認します。

記

水 栓 番 号		工 事 番 号	
工事場所	大野城市		
建物名称			
指定給水 装置工事 事 業 者			

※原則として**レーザープリンタで印刷**してください。※**水溶性インク使用厳禁**。
※インクジェットプリンタで印刷する場合は、**コピー機でコピーし直す**か、**耐水性インク**を使用してください。

③- (1) 大野城市 給水装置工事調書

工事申込者	住所				
	フリガナ				
	氏名				
	指定給水装置工事事業者登録No.	名称	印		
		電話	()		
		担当給水装置工事主任技術者氏名			
No.		(免状交付番号 第 号)			

一時用流量水器	口径	φ	mm	—
	量水器番号			
	出庫日・指針	年 月 日	m ³	確認 印
	撤去日・指針	年 月 日	m ³	確認 印

建物概要	新築・既設・建売・一戸建・二世帯住宅・共同住宅・長屋寮・事務所・店舗・工場・倉庫・宿泊所・宅地造成・仮設・病院・学校・その他			給水方式等	※A:直結直圧、B:貯水槽、C:			引込管 新設・既設 管種 口径 φ mm
	階建 総戸(区画)数 戸(区画)				A・B・C	～	階	
	(内住居 戸+店舗 戸+共用 +其他 戸)				住居φ 1 3 ×	、φ	×	
	E V 有 ・ 無 上階移動負荷: 計 F 負荷				店舗φ 1 3 ×	、φ	×	
				共用φ 1 3 ×	、φ	×		
				他φ 1 3 ×	、φ	×		

決裁	水道技術管理者	課長	係長	担当	検査員

一般量水器出庫内訳書				出庫区分: 新築用 ・ 建替用	
出庫日: 年 月 日					
No.	水栓番号・号室等	給水方式備考等	口径(mm)	量水器番号	出庫時指針
1	号室	A・B・C			m ³
2	号室	A・B・C			m ³
3	号室	A・B・C			m ³
4	号室	A・B・C			m ³
5	号室	A・B・C			m ³
6	号室	A・B・C			m ³
7	号室	A・B・C			m ³
8	号室	A・B・C			m ³
9	号室	A・B・C			m ³
10	号室	A・B・C			m ³

水栓番号	新規・改造・玉おろし・一時用		工事番号	
工事場所	大野城市			
建物名称	竣工予定 年 月 日			
審査検査手数料	納付額		確認	納付日
円	円			年 月 日
国県道等占用申請	円			年 月 日
加入金	円		納付済建替改造	年 月 日
前受水道料金	円			年 月 日
配水管番号	高区・低区・他		影響併設本管 無・有 高区・低区・他	
-		市・農・福水企・春那		
		配水・送水・導水		
管種	口径φ mm		管種	口径φ mm

用途区分等	一般・営業・公衆浴場・学校官公庁・一時用 各戸検針等: 新築 各戸・集中・一括・検針中 (無・有) 既設 各戸・集中・一括 → 各戸・集中・一括 ※算定 φ13 / φ20 (※事前協議: 無・有)			
上下区分	上水のみ 上下共	井水 区分	井水 無・併用 ※井水-汚水管接続 (有・無)	井水等誤接合検査 要・不要 旧井水番号:
貯水槽	高架式 (有・無) 有効容量 m ³ ※六面点検空間確保	地上式 / 地下式 (有・無) 有効容量 m ³ ※六面点検空間確保		

小規模貯水槽水道設置届 (要・不要: 届出日: 年 月 日)

道路掘削: 有・無 国道・県道・市道 ※竣工届 要確認

玉おろし: 有・無 新規分水: 有・無

本管協議: 洗管・仕切弁開閉・断水・寄附採納 本管担当: _____
(要・不要: 洗管等予定日 年 月 日)

既設権利画面 修正・削除 水栓番号
(要・不要: 処理日: 年 月 日)

加入権保留証明交付
(要・不要: 処理日: 年 月 日)

誓約書添付 (要・不要: 水栓数)

施錠箇所: 共同玄関 施錠無・施錠有 共用マーケ 施錠無・施錠有
E V 施錠無・施錠有 その他 施錠無・施錠有

検査予定日 年 月 日 検査完了日 年 月 日
午前・午後 番目

■備考■

※この調書は、11戸以上の共同住宅等の建築の際に添付してください。 ※その他の場合は添付不要です。

③- (2) 大野城市 給水装置工事調書

工事 番号	
----------	--

一般量水器出庫内訳書					出庫量水器区分：新築用 ・ 建替用					※給水方式：A：直結直圧、B：貯水槽、C：				
出庫日：年 月 日					E V 有 ・ 無					上階移動負荷：計 F 負荷				
No.	水栓番号・号室等	給水方式／備考等	口径 (mm)	量水器番号 出庫時指針	No.	水栓番号・号室等	給水方式／備考等	口径 (mm)	量水器番号 出庫時指針					
11	号室	A・B・C		m ³	31	号室	A・B・C		m ³					
12	号室	A・B・C		m ³	32	号室	A・B・C		m ³					
13	号室	A・B・C		m ³	33	号室	A・B・C		m ³					
14	号室	A・B・C		m ³	34	号室	A・B・C		m ³					
15	号室	A・B・C		m ³	35	号室	A・B・C		m ³					
16	号室	A・B・C		m ³	36	号室	A・B・C		m ³					
17	号室	A・B・C		m ³	37	号室	A・B・C		m ³					
18	号室	A・B・C		m ³	38	号室	A・B・C		m ³					
19	号室	A・B・C		m ³	39	号室	A・B・C		m ³					
20	号室	A・B・C		m ³	40	号室	A・B・C		m ³					
21	号室	A・B・C		m ³	41	号室	A・B・C		m ³					
22	号室	A・B・C		m ³	42	号室	A・B・C		m ³					
23	号室	A・B・C		m ³	43	号室	A・B・C		m ³					
24	号室	A・B・C		m ³	44	号室	A・B・C		m ³					
25	号室	A・B・C		m ³	45	号室	A・B・C		m ³					
26	号室	A・B・C		m ³	46	号室	A・B・C		m ³					
27	号室	A・B・C		m ³	47	号室	A・B・C		m ³					
28	号室	A・B・C		m ³	48	号室	A・B・C		m ³					
29	号室	A・B・C		m ³	49	号室	A・B・C		m ³					
30	号室	A・B・C		m ³	50	号室	A・B・C		m ³					

工事
番号

[illegible]

※インクジェットプリンタで印刷する場合は、コピー機でコピーし直すか、耐水性インクを使用してください。

※太線枠内を必ず記入。その他は市で記入。

〔給水装置工事調書別紙〕 ※この予定設計書は2部作成し、「写し」の方を「給水装置工事設計書(竣工図)」に添付して下さい。

指定給水装置工事事業者			新規・改造・玉おろし・一時用	工事番号	
		印	水栓番号		
主任技術者名			大野城市		※用紙の上側を北側にして図面を記載して下さい。 用紙の上側を北側にしない場合は、右の方位記号を斜線で消し、適宜方位記号を記載して下さい。
工事申込者		工事場所 建物名称			N
予定設計書(必要に応じて別紙添付)					
備考					
市水φ mm水栓数 箇所 誓約書 要・不要					

〔給水装置工事調書別紙〕※必要に応じて詳細材料表・器具表・仕様書等を別途添付して下さい。 ※この予定設計書は2部作成し、「写し」の方を「給水装置工設計書(竣工図)」に添付して下さい。

工事番号

[illegible]

※工事申込時に太線枠内を必ず記入して提出。その他は市で記入。

〔給水装置工事設計書(竣工図)別紙〕

※大野城市 給水装置工事竣工承認書

年 月 日

工事申込者

様

大野城市水道事業管理者 印

下記の給水装置工事について竣工と認めます。

記

水 栓 番 号		工 事 番 号	
工事場所	大野城市		
建物名称			
指定給水 装置工事 事 業 者			

※原則としてレーザープリンタで印刷してください。※水溶性インク使用厳禁。
※インクジェットプリンタで印刷する場合は、コピー機でコピーし直すか、耐水性インクを使用してください。

工事申込時に太線枠内を必ず記入して提出。その他は市で記入。※一点鎖線---の内部は、竣工後に記入。

⑤-(1)大野城市 給水装置工事 竣工設計書

指定給水装置工事事業者		印		水 栓 番 号	新規・改造・玉おろし・一時用	工 事 番 号	
主任技術者名							
工 事 申 込 者				工 事 場 所	大野城市		※用紙の上側を北側にして図面を記載 して下さい。 用紙の上側を北側にしない場合は、 右の方位記号を斜線で消し、適宜方位 記号を記載して下さい。



竣工図(必要に応じて別紙添付) ※第1止水栓の隣地境界からのオフセットを計測し、記入してください。

備考	井水	無・有(下水接続	有・無)	トイレ	□タンク付	□タンクレス加圧有	□タンクレス加圧無
	測定水圧:	MPa(測定時間	:	頃)	食器洗い機(給湯器下流側型)	有	無
※測定した図中の水栓付近に「圧」と○囲みで記入							
	残塩濃度:	mg/l	可	不可	(測定した図中の水栓付近に「Cl」と○囲みで記入)		
市水φ mm水栓数 箇所 誓約書 要・不要							

⑤-(2) 大野城市 給水装置工事 竣工材料一覧

工事申込時に太線枠内を必ず記入して提出。その他は市で記入。※一点鎖線――の内部は、竣工後に記入。

〔給水装置工事竣工設計書別紙〕

※必要に応じて詳細材料表・器具表・仕様書等を別途添付して下さい。

工事番号

[illegible]

※工事申込時に太線枠内を必ず記入して提出。その他は市で記入。※一点鎖線――の内部は、竣工後に記入。

⑤- (3) 主要検査項目 自主検査報告書 兼 検査票 (各戸検針等は別様式)

指定給水装置工事事業者		印		水栓番号	新規・改造・玉おろし・一時用	工事番号	
主任技術者名				大野城市		市検査完了日・印	
工事申込者		工事場所 建物名称			年 月 日		

	自主検査		主要検査項目／検査の内容	市検査	
	適	否		適	否
平面図等	☐	☐	1 方位を適正に記載している	☐	☐
	☐	☐	2 現地と竣工図が正確に整合している	☐	☐
	☐	☐	3 分水部・止水栓のオフセットを正確に計測・記載している	☐	☐
	☐	☐	4 使用した適合(認証)品の名称・管種・口径・長さ等を正確に記載している	☐	☐
	☐	☐	5 既設の配管・給水用具・井戸配管等を正確に記載している	☐	☐
	☐	☐	6 主要な竣工写真には写真番号を振り、竣工図の撮影箇所に写真番号を正確に対応させて記載している	☐	☐
	☐	☐	7 汚染・破壊・浸食・逆流・凍結等に対する適切な防止措置を講じている	☐	☐
	☐	☐	8 施工内容に基づき使用材料一覧(材料表)を正確に記載している	☐	☐
	☐	☐	9 受水槽設置届・誓約書その他市が指示する書類を添付している	☐	☐
	☐	☐	10 (※メーターを2個以上設置する場合)メーターごとに水栓番号・部屋番号・メーター番号を正確に記載している	☐	☐
	☐	☐	11	☐	☐
	☐	☐	12	☐	☐
	☐	☐	13	☐	☐
竣工写真	☐	☐	14 主要工程・主要箇所ごとに適切かつ過不足なく撮影している	☐	☐
	☐	☐	15 黒板に工事場所、施工状況説明等を適切に記載している	☐	☐
	☐	☐	16 分水部～止水栓～メーター間については、特に入念に撮影している	☐	☐
	☐	☐	17 適切な埋設位置・深さの状況を撮影している	☐	☐
	☐	☐	18 水圧テストの状況(給水装置:1.75MPa、分水部:配水管管種別に規定された圧力;詳細は都度工務担当に確認)を撮影している	☐	☐
	☐	☐	19 写真を公道側から宅内方向の順に並べ整理している	☐	☐
	☐	☐	20 その他市が指示する写真を撮影している	☐	☐
	☐	☐	21 (井水併用物件のみ)クロスコクション(誤接合)を行っていないことが確認できるよう、井水配管・用具と近接している箇所すべてを漏れなく撮影している	☐	☐
	☐	☐	22	☐	☐
	☐	☐	23	☐	☐

	適	否	(現地検査)	適	否
公道メーター	☐	☐	24 現地と竣工図が正確に整合している	☐	☐
	☐	☐	25 分水部・止水栓のオフセットを正確に計測している	☐	☐
	☐	☐	26 公道路側帯（白線）は、道路管理者が指定する基準・仕様・材質・工法に基づき施工している	☐	☐
	☐	☐	27 要所に水道票（明示ピン）を打設している	☐	☐
	☐	☐	28 止水栓ボックスは突出・沈降・埋没せず、操作上支障のない場所に設置している	☐	☐
	☐	☐	29 止水栓のスピンドルを止水栓ボックスの中心に垂直に設置している	☐	☐
	☐	☐	30 メーターボックスは突出・埋没せず、検針・取替等に支障のない場所に水平に設置している	☐	☐
	☐	☐	31 メーターを逆付け・偏りなく、水平に設置している （※メーター設置後に記入）	☐	☐
	☐	☐	32 メーターボックスに水栓番号・部屋番号等を正確に記載、または番号票を設置している	☐	☐
	☐	☐	33 水栓番号・メーター番号・部屋番号等の組み合わせが適正である （※メーター設置後に記入）	☐	☐
	☐	☐	34 漏水が生じていない（※メーター設置後に、再度メーターのパイロット確認）	☐	☐
	☐	☐	35 φ25以上の地下式メーターボックスについては、市の指示に基づき伸縮管・ボール止水栓（仕切弁）・逆止弁・貫通部土留板等を設置している	☐	☐
	☐	☐	36	☐	☐
	☐	☐	37	☐	☐
その他	☐	☐	38 竣工図と給水用具等の数や位置、管延長等を正確に記載している	☐	☐
	☐	☐	39 水の安全性を確保し、合理的・経済的・丁寧に施工している	☐	☐
	☐	☐	40 全ての水栓がメーターを経由しており、異種管との接合（クロスコネクション）がない	☐	☐
	☐	☐	41 性能基準適合（認証）品を使用し、適切に接合している	☐	☐
	☐	☐	42 管末の吐水口で適正な水圧・水質（臭気・味・色・濁りに異常がない）が保たれている	☐	☐
	☐	☐	43 複数の主要な水栓の同時使用（φ13：3箇所、φ20：4箇所、φ25：6箇所）による水圧の低下で著しい支障が生じない	☐	☐
	☐	☐	44 汚染・破壊・浸食・逆流・凍結等に対する適切な防止措置を講じている	☐	☐
	☐	☐	45 共同住宅等において、隣の居室等への誤配管がない。メーターを経由していない水栓等が存在しない。	☐	☐
	☐	☐	46 貯水槽は汚染のない場所に適切に施工し、保守点検のための空間・離隔（周囲及び下部60cm以上、上方100cm以上）を確保している	☐	☐
	☐	☐	47 貯水槽への流入管の吐水口または真空破壊孔と、越流面との離隔を十分に確保している。	☐	☐
	☐	☐	48 その他貯水槽の構造及び維持管理に関する基準に適合している	☐	☐
	☐	☐	49 配水本管に影響を与える加圧ポンプ等が設置されていない	☐	☐
	☐	☐	50	☐	☐
	☐	☐	51	☐	☐